

米軍基地普天間飛行場の新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書

沖縄県は7月8日に米軍普天間飛行場所属の軍属5名が新型コロナウイルスに感染したと発表した。その後、同飛行場における感染者数は増え、16日正午時点で合計73名と判明した。感染者は、感染経路も明らかにされず、どこに隔離されているのかも知らされていない。

在沖米軍人は基地内だけに居住しているわけではなく、約3分の1は、基地外で生活している。基地内であれば基地従業員との接触、基地外であれば買い物先や飲食街などで市民・県民と接触している可能性がある。

私たち市民・県民は3月から臨時休校措置や勤務体制見直しにより外出を控え、企業、店舗は休業を余儀なくされた。その努力と我慢により、68日間、県内感染者ゼロが実現した。これから少しずつ社会経済活動が回復できるという矢先に米軍からクラスター感染が判明したことに県民は不安と恐怖を禁じ得ない。

よって、本市議会は市民・県民の命を守るために下記事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 一 米軍関係者の感染者数、行動履歴など具体的な情報を開示すること。
 - 一 感染者と接触した可能性のある全ての市民・県民等に対し、速やかに検査を実施すること。
 - 一 各関係機関が連携して迅速に感染防止対策を行えるよう、国、県、米軍及び関係市町村による新型コロナウイルス対策本部を設置するとともに、感染状況や対応策等の情報を公開すること。
 - 一 感染者の基地内隔離を行うとともに、感染拡大が収束するまでの間、軍人及び軍属等の基地外への外出禁止を徹底すること。
 - 一 米国の感染拡大が収束するまでの間、米国本土から日本国内への人的移動を行わないこと。
 - 一 日本人基地従業員の感染防止対策を徹底し、健康、安全を確保するとともに休業の際の補償を行うこと。
 - 一 米軍基地及び施設等への出入りの際は、防疫チェック体制を厳重に行うこと。
 - 一 日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法等の国内法を適用すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年7月17日

沖縄県宜野湾市議会